

法人事業税を申告する電気供給業を行う法人のみなさまへ**「収入割」の課税標準となる収入金額の算定時における取扱いについて**

税務行政につきまして、日ごろより多大なご協力をいただきありがとうございます。

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とする「収入割」を申告していただくこととなっています。

今回、課税標準となる収入金額の計算方法について、次のとおり「① 収入すべき金額とは」の注意事項に詳細を明記しましたので、お知らせします。

「電気供給業を行う法人の法人事業税の概要と申告について」P3、P4（抜粋）

（変更箇所は下線部）

注3）料金とあわせて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。

ただし、国に納付することなく自社の収入となった金額（消費税等差益及び免税事業者で消費税等として納税しない金額）は、収入すべき金額に含めてください。また、控除すべき金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

注5）支出した費用の戻入の性質を有するもの（消費税を含む国税及び地方税の還付金、出向負担金等）及び引当金の戻入益等の実際には収入されないものは、収入すべき金額に含まないこととしてください。

なお、還付加算金は、受取利息の性質を有するものであることから、受取利息に準じて収入すべき金額に計上したうえで、控除すべき金額としてください。

（参考）課税標準となる収入金額の算定

$$\boxed{\text{収入金額（課税標準）}} = \boxed{\text{収入すべき金額の総額}} - \boxed{\text{控除すべき金額}}$$

※「電気供給業を行う法人の法人事業税の概要と申告について」は、税務課ホームページに掲載しています。

- URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/houjinyousiki/>
- 高知県ホームページ > 組織から探す > 税務課 > 県税の種類 > 「法人県民税」 又は 「法人事業税」 > 「法人県民税・法人事業税 税率表、申請・届出様式一覧」

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

・安芸県税事務所	☎0887-34-1161	・中央東県税事務所	☎088-866-8500
・中央西県税事務所	☎088-821-4652	・須崎県税事務所	☎0889-42-2366
・幡多県税事務所	☎0880-35-5972	・税務課	☎088-823-9309